

#### 4. コンテンツ規律(3) 具体的規律

##### ① 一定の放送を確保するための規律

###### イ. 放送を確保するための枠組みの対象・内容

意見: 一定の政党のみに焦点を当てた報道や番組を見受けます。公平さを欠いているので、色々な視点で捉える放送内容での番組制作を希望します。

##### ② 業務開始の手続等 エ. 規律の振り分けに係る留意事項 → 海外資本

意見: 海外資本に関する法的規制の見直しをお願いします。海外資本が大きなスポンサーである場合、日本の国益を損ねる内容・発言が多いように感じます。

##### ③ 番組規律 ア → ショッピング番組

意見: ショッピング番組の規制を希望します。宣伝の方法に疑問を感じてますし、バラエティやドキュメントかと思ったら物を売りつけるショッピング番組でがっかりすることがしばしばです。また、特定のタレントの経営する店や企業が取り上げられるのを見受けますが、公正性を欠いた印象も受けますので、見直しと法規制をお願いします。

#### 8. その他の論点(1) 特定の法人の位置づけ

意見: 宗教に関するCMや番組などに関する見直しと法規制をお願いします。宗教法人がCMを流しているのを見ると、ぎょっとしますし、どこからこのような収入を得ているのか?と、憤りを覚えることもあります。

##### ② 日本放送協会(NHK)の扱い

意見：公正な番組構成をお願いしたいと思います。

在日外国人や外国人を極力構成に携われないような姿勢をお願いしたいと思います。先日大きな記事にもなった台湾との件に関して、NHKの言い訳しか見掛けなかったものですから、本当に社員に台湾と日本の関係を引き裂くような意図を持つものが存在したのかどうか？などの件に関する追求やその後の視聴者などの反響なども反映させた追求した点があれば放送することを期待しております。

特定の芸能事務所のタレントなどの多用もいかがなものかと思うのでご一考頂きたいと存じます。

聴視料を支払っているものとして、民放などのように、スポンサー的な目に見えるお客様がいないという点で胡坐をかいているような印象を未だに見受けます。

どこの国の放送局なのか、誰の為の放送なのかをいま一度じっくり再考していただきたいと思っています。

## ②業務開始の手続等

### エ. 規律の振り分けに係る留意事項 →海外資本

意見：海外資本の番組への介入を感じるがあります。

日本の放送は日本人のもので、日本を貶めたり日本人をけなす内容も見受けますので、規制や配慮願いたいと思います。

昨今、テレビ局各社により、捏造報道及び偏向報道が行われることが当然のこととなっており、健全な民主主義の発展や、正しい情報の共有が損なわれております。これを問題視する動きもなく、「報道の自主独立」「表現の自由・報道の自由」が各テレビ局及び、テレビ局各社により形成されている放送倫理・番組向上機構(BPO)により悪用されているのが現状です。

テレビ局の捏造報道に対する視聴者への謝罪意識もまちまちで、捏造報道があったときに、社内調査等で問題を自ら明らかにし、同放送時間帯に謝罪放送をするという放送倫理観を持ち合わせたテレビ局がある一方で(フジテレビ「あるある大辞典」等)、捏造報道の謝罪を、ほとんどの視聴者がテレビを見ていない夜明け前の時間帯に行ったりするテレビ局があります(テレビ朝日「情報整理バラエティ ウソバスター」等)。また、捏造報道を行い、多くの視聴者から訂正を求められても、「全く問題なし」として、開き直すテレビ局もあります(NHK「JAPANデビューアジアの一等国」等)。また、やらせ報道(TBS「情報7daysニュースキャスター」等)をめぐる総務省がテレビ局に行政指導した際に、BPOが声明を発表し総務省に圧力をかけることもあり、放送業界が、放送業界側の利益のことだけを考え、国民・視聴者の利益を全く省みない放送業界側の身勝手な行為が目立ちます。テレビ局が視聴者に誤った情報を与えてしまったときに、それを律する法体制がなければ、健全な民主主義の発展や、正しい情報の共有が非常に損なわれます。現在の放送業界側の放送倫理観にまかせておくのは非常に危険であると思います。健全な民主主義の促進という意味から考え、嘘デタラメな報道や、偏った考えによるプロパガンダ番組などを、表現の自由の枠内で、規制、あるいは罰則規定などを設けるべきであります。

捏造報道・偏向報道がなぜ行われるのか?それを防ぐにはどうしたらよいか?を考えますと、まず第一に捏造報道・偏向報道が行われる要因として視聴率があげられます。多くの視聴者に興味を持って頂くという意味で、表現を過大にするために、嘘が番組に散りばめられることがあります。このような嘘報道を防ぐには、総務省内または警察庁内に視聴者からの通報を受け付ける部署を設け、通報された情報を審査し、明らかに嘘であると判明した場合には、テレビ局に対し罰を与え、改善が認められない場合には、放送免許の取り消しなどの措置を行い、嘘を多くの視聴者に押し付ける行為を断固として認めない体制が必要であると考えます。現放送法にある「報道は事実をまげないですること」に罰則等の補足を設ける必要があると思います。

第二に捏造報道・偏向報道が行われる要因として、国民を一定の思想に導こうとする洗脳プロパガンダ報道が考えられます。特定の人達を選挙に当選させるための偏向報道や、皇室を廃絶するために世論を誘導させるような偏向報道などがあり、健全な民主主義の促進を非常に損ねる報道が目立ちます。これらを防ぐためには、現放

送法にある、「政治的に公平であること」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に補足を行い、罰則規定を設け、視聴者からの通報に基づき、表現の自由を損なわない範囲で慎重に審査を行うことなどが重要です。また、特定のイデオロギーに関する番組には、外国籍または外国出身者などが番組を制作していることも考えられ、外国人が日本の放送局に携わることを、ある程度規制することも必要であるかもしれません。外国人の放送局への入社規制が難しいのであれば、外国人局員がどの程度の割合を占めているのかがわかるように、放送局に公表させることが必要であると考えます。日本ではコネ入社ができる部分もあり、外国人が多数占めるようになってしまった放送局の扱いについて、日本の放送局として認めることができるのかどうか？についての議論も必要であると考えます。

次にNHKの扱いについてですが、NHKは日本国民の受信料によって成り立っている放送局であり、他の民放テレビ局よりもより正確で、より国民の利益のための報道局

としての立場が求められます。NHKは、他の民放テレビ局の模範となり、多くの視聴者から信頼される放送局であるべきです。なによりNHKは、総務省が所管する特殊法人でありますので、正しい情報を常に視聴者に伝える放送局としてNHKが機能するよう、総務省が責任を持つべきであります。総務省が責任を持ち、NHKが健全な放送局として機能するよう努力することが、国民の利益につながると考えます。また、NHKが常に正確な情報を伝えることにより、NHKと民放各社との「正確な情報の競争」が健全に行われ、NHKと民放テレビ局の捏造報道・偏向報道が減少する効果も考えられます。「表現の自由・報道の自由」の観点から、捏造・偏向報道を止めさせる法整備は難しい面があるかもしれませんが、国民によって成り立っているNHKを、法整備により「常に正しい情報を伝える放送局」として保障することにより、視聴者の信頼を得、視聴者の目を養い、視聴者自らが真実の報道を求める姿勢が高まるにつれ、民放放送局が襟を正し、嘘報道をすることを止めようとする効果があるかもしれません。NHKを「常に正しい情報を伝える放送局」として定着させることが、放送業界全体の健全な報道につながるものと考えます。

また、「正確な情報の競争」についてですが、地上デジタル放送開始をよい機会として、余った公共の電波を、新規の放送局に与えることで、「正確な情報の競争」が行われる効果も考えられると思います。

今回の意見募集でも、多くの放送局から意見が寄せられるものと思われませんが、その放送局側の意見が果たして、国民・視聴者側に立った意見であるのか？放送業界の私利私欲のための意見であるのかどうか？を慎重に吟味し、検討委員会の皆様には慎重な議論のもと、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」についてお考え頂けることを希望致します。どうぞよろしくお願い致します。

個人53

◎インターネット上の情報規制につながるような政策をさせてはならないという意見を述べます。

(1)「外国サイトからの情報は遮断する」「権力に都合の悪い情報を排除するプログラムを組み込む」といった種類のフィルタリングソフト開発に国が支援できるシステムを作らないでほしい

(2)インターネット情報発信スペース提供者と利用者(情報発信者)の間で交わされた契約について権力が恣意的に解釈することができるよう、スペース提供者に権力側が介入しやすいシステムを作らないでほしい

(3)自サーバーから情報発信をしている場合に直接的に政府が介入可能な法律は絶対に作ってはならない

個人54

通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)についての意見です。

最近、ニュース番組の質の劣化が著しいと感じております。

以前からワイドショーと呼ばれる番組は「ショー」というだけあって、事件や事故でも面白おかしく取り上げる傾向がありました。

私が劣化と感じている点は、ニュース番組のワイドショー化です。

大げさな音楽やナレーション、時系列ではない恣意的な編集など、視聴者が誤解を招きかねない、むしろ誤解を招こうとしているかのようなショーアップはうんざりです。

私はテレビ局に抗議の電話をかけましたが、番組の編集権はテレビ局にあり、番組内容はテレビ局の裁量で決定し、それは表現の自由として保証されているとのご説明でした。ワイドショーならともかく、ニュース番組でこのような恣意的な編集も表現の自由に含まれるのでしょうか？私はそうは思いません。

納得できず、BPO／放送倫理・番組向上機構へメールを送りましたが、一向に改善されません。そこで、よく調べてみると、BPOは放送業界の自律機関といいながら、実態は各放送局から派遣された人たちが運営されていることをしりました。これでは何の作用も期待できません。

総務省におかれましては、以下の点をご検討頂きたく存じます。

- 1) 放送法と表現の自由の関係についての明確化。明文化。
- 2) 放送業界の上位に位置して放送法に基づくテレビ番組の監査を行う機関の設置。

この二点をお願いします。

個人55

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)についてのパブリックコメント

#### 4. コンテンツ規律(3)具体的規律

①一定の放送を確保するための規律 イ. 放送を確保するための枠組みの対象・内容

②業務開始の手続等 エ. 規律の振り分けに係る留意事項 →海外資本

③番組規律 ア →ショッピング番組

8. その他の論点(1)特定の法人の位置づけ ② 日本放送協会(NHK)の扱い

コンテンツ規律の目的について次の5つの役割が挙げられています。

1. 民主主義の健全な発達
2. 基本的情報の共有の促進
3. 教養・教育水準の向上
4. 娯楽の提供
5. 専門情報の提供

現在の放送がこれらの役割を果たしているかどうかは、BPO や総務省が判断しているのでしょうか。

民主主義とは何でしょう。

マスメディアが、恣意的に政党や政策を貶めたり支持したりしてよいものではありません。

最近の政治関係の番組、バラエティ番組までもが特定の政党を貶めているような放送をしています。

意図的に、視聴者を誘導しているような状況であると見ています。

民主主義、公平公正というならば、たとえば2大政党ならば両方の政策、両方のビジョンを取り上げ、評価するような番組作りが求められるのではないのでしょうか。

国民は漢字の読みちがえなどを知りたいのではありません。

そのような内容は、基本的情報ですらないです。

日本の未来をどうするつもりなのか、日本人の未来をどうするつもりなのかを知り、考えることができるような役割を、放送に求めます。

広告媒体機能といってもパチンコばかりです。

小学生が見られるような時間帯にこんなものを流し、これで教養水準の向上が期待できるというのでしょうか。

娯楽といってもテレビの中の人間だけが楽しんでいるような内容です。

現状、5つの役割のうちで果たされているものはありません。

どうやって放送を受信させるか、ではなく、どんな放送を受信させるのかを考えていただきたいです。

誰がマスメディアを監督しているのでしょうか。

本当に総務省に監督できているのでしょうか。

今は、野放しのような状態なのではないのでしょうか。

マスメディアは社会的な影響力を持ち、国民の意思を誘導できます。

しかし、その結果に対する責任を、マスメディアが果たせるのでしょうか。

現状を問題視し、対策を講じていただきたいです。

また、特定の国家を必要以上に過大評価したりするような内容がとても目立ちます。中国や、韓国です。

中でも目立つのは、NHK、TBS、朝日放送です。

特にNHKは受信料を強制徴収し、少ないとはいえ税金まで投入されています。

特定の歴史観を押しつけるような放送をし、国民を特定の方向へ誘導しようとしてはいないのでしょうか。

国益を損なうような放送は、公共放送として慎むべきです。

表現の自由とは、放送局が思うままに何でも放送してよい、ということではありません。

自由の意味をはき違えないでいただきたいと思います。

現状は、マスメディアが公平に報道の内容を選択しているとは思えない状況です。

日本の、日本人のための情報を、日本国民は求めています。

日本人が自信をもてるような放送をするのが、公共放送ではないのでしょうか。

NHKの放送のあり方、受信料の徴収のあり方、スクランブルの是非等について、そろそろ見直す時期に入っているのではないのでしょうか。

嘘、やらせ、捏造などは、失点制にして放送権をはく奪してもよいとさえ思います。



正直、私自身はテレビがなくても今の生活は困りません。

捏造放送など見るだけ時間の無駄です。

ただ、捏造放送をし、謝罪もしないマスメディアを妄信している国民がいるということ、そして、その国民が民主主義という制度のもとに日本を左右できることは、どうお考えでしょうか。

ぜひ、放送の未来ではなく、日本の未来を考えて、放送を厳しく監視できるようにしていただきたいです。

よろしく申し上げます。

個人56

### 通信・放送の総合的な法体系の在り方

1. 報道番組、政治バラエティ番組等、中立の立場で報道する  
(これは放送法違反、選挙法違反に既になるのでは?)
2. 選挙前等、政策を視聴者が判断できるように公平に報道する
3. アナウンサー、コメンテーター等、片方の政党に肩入れした発言は慎むべき  
(実際にとあるアナウンサー「わが民主党…」と発言しています)

以上、既に法律に触れているとさえ思えるのですが、偏向報道が酷いです  
捏造報道しても、視聴率低い時間帯に謝罪して終わっています  
停波など、厳しい措置をお願いします

現在、報道番組でさえ、ある政党の都合のいい報道しかしていません。特に麻生総理の実績をきちんと報道した番組は皆無です。反対に対立する政党の不祥事は全くと言っていいほど報道していません。マスコミ総動員で片方の政党に肩入れするのは異常な状況だと思います。厳しい措置をお願いします。

個人57

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見募集に対し、私の意見を以下のとおり提出させていただきます。

#### 4. コンテンツ規律(3) 具体的規律

①一定の放送を確保するための規律 イ. 放送を確保するための枠組みの対象・内容

現在、放送への苦情や放送倫理上の問題への対処を行う機関として、BPO が存在していますが、これは放送局各社によって自主的に設立されたものであり、完全な第三者機関とはいえない団体であると思います。

また、現状、この BPO が放送への苦情・放送倫理への対処に効果的に機能しているとはいえない状況であると思います。

明らかな捏造報道があり、視聴者が不利益を蒙っても、ごく簡単な謝罪のみで済ませていて、被害者の救済や再発防止に真摯に取り組んでいるとはいえないケースが少なくありません。

やはり、放送業界の関連団体のみで構成される機関では、どうしても自分達にとって都合の良い対処となってしまう、本来の目的の実現に限界があるように思えます。

BPO に代わる、NHK・民放連・民放連加盟会員各社以外の企業や団体、行政も参加した、新たな第三者機関を設立する必要があるのではないのでしょうか。

また、放送への苦情等に対する実務以外にも、放送法を適用するための明確な基準や対処法を議論し、新しい法整備の参考とすることも有効ではないかと考えます。

以上、どうぞ宜しくお願いいたします。

個人58

項目 全体、その他

意見

「テレビ局の偏向報道を取り締まって下さい！」

今のテレビ番組は

一朝から晩迄ひたすら与党バッシング、良い点は何一つ報道しない。野党の問題、疑惑は徹底スルーで国民に知らせない

おまけに「民主党に政権を取らせたい」とコメンテーターが発言し、小沢一郎すら「国策捜査だ」「みんなやっている」とかばい与党のみが問題を抱えているかのように印象操作

一朝から消費者金融、パチンコのCM 私営ギャンブルのCM 垂れ流しの異常事態  
パチンコに夢中になった親のせいで、車内におきざりになって事件にまきこまれる子供がいるにも関わらず

一朝の報道番組からして「お隣の国韓国」「韓国芸能人はこんなに人気」と韓国韓国うるさい

島国日本に「お隣の国」は存在しない

数年前はこんなに韓国韓国連呼していなかったのに、ここ1、2年あまりにも韓国を持ち上げ素晴らしい国だとする報道ばかり。他の国はそこまで時間を割かないのに。目に余る異常事態。

一スポーツなどでの日本選手バッシング、韓国選手を素晴らしいと持ち上げる  
フジTV「とくダネ」のフィギュアスケート報道などで行われており、ルールにのっとったスポーツであるにも関わらず競技内容の検証をしないで「韓国の選手は素晴らしい、それんみひきかえ日本の選手は駄目。」とわざわざ転倒シーンのパネル迄用意して視聴者を印象捜査

表彰台で国旗を映さない等

一子供を洗脳

このサイトにまとめてありますがテレビ朝日は「ドラえもん」まで使って子供を洗脳して

います。

<http://koramu2.blog59.fc2.com/blog-date-20090714.html>

「テレビ朝日が子供向け番組を利用して政治宣伝」

一不動産、テレビショッピング等で本業以外に儲け過ぎ、番組内で「公務員バッシング」などしてたくみに視聴者の目をそちらに向けさせようとしているが、「在日特権」等はスルーして国民に知らせない

まだまだ数え切れないほどありますが、テレビ局はやりたい放題。国民の知る権利を侵害し、公序良俗を乱しています。

新聞は一応思想の自由が定められているようですが、テレビの電波は違う筈です。「日本を壊す放送」ばかり。BPO はただ意見を聞くだけで何もしません。内部の人がテレビ界の人間ばかりなのは有名です。NHK が訴訟されるほど国民を激怒させたにも関わらず、何の注意もしません。テレビ朝日「報道ステーション」に「倫理違反」を通告していましたが、報道ステーションは相変わらずです。

どこまで国民をバカにするんでしょうか？

テレビ局は特権階級だから何やってもゆるされるのでしょうか？

BPO もお飾りである以上国民にできることは「テレビを見ない事」だけなのは不公平すぎる。

このテレビの偏向報道について動けるのは総務省です。

放送停止、放送免許の剥奪まで行って下さい。

日本のために、そこまでしないとイケないくらい異常事態なのです。

かんぽの宿もいいですが、まずテレビ規制を行って下さい！

## 個人59

### ④ 表現の自由享有基準 に関して

ここで、新聞・ラジオ・テレビの兼業と表現の自由に関しての意見を述べたい。答申（案）の中では、

#### イ 各論

地上放送のメディアの別の基準の見直し

- － いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理
- － 基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の見直し

と、許容される範囲内での整理を提言されている。

また、総括では、「必要に応じて、その緩和又は弾力化について検討することが適当である。」とあるように、方向性としては、メディア・コングロマリットを容認するような方向に感じられる。

元々、08年3月26日の法改正で「放送局の開設の根本的基準」第9条に記載されていた、三兼業（新聞・ラジオ・テレビ兼営）の項目がなくなり、「その局を開設することが放送の公正かつ能率的な普及に役立つものでなければならない。」という条文に集約され、一方「放送局に係る表現の自由享有基準」第4条にこれらの項目が移管されたかと存じます。

ところが、ここで定義されている「ただし、当該放送対象地域において、他に一般放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であって、その局が開設されることにより、その一の者（その一の者が支配する者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。」に関しては、1957年のVHF大量免許発行の際にしめされた条件、そのものである。

例えば山梨県における、山梨日々新聞および山梨放送の関係を“独占的頒布”にあたるのかどうか、こういった意見に関しての回答は、郵政省時代から当局は明確な回答を避けているように感じられます。

そこで、研究会ではこういった具体的な例をもとに制度設計の検討をされているのでしょうか。もし現在の山梨県の状況がこれに該当しないという認識であれば、そもそも、これが該当するような状況はどのようなケースなのか。そういった視点になって検討が必要かと存じます。

放送法の体系を大きく変えるだろう新たな電気通信法の体系の元では、もっと具体的に、マス・メディア経営に対しての資本制限を明確にし、国際的な規模で活躍できるメディア・コングロマリットの到来をもとめる一方で、権力や市民に対して幅広い視点に立ち、地域性や多様性をもったローカルなメディアが存在できるような法体系を期待している。なによりも、現状の曖昧模糊の表現ではなく、数値目標として数値により明確化する方が望ましいと考える。

以上

個人60

実は総務省が放送と通信の法体系を一つにするためにパブリックコメントを募集しておられることをつい最近になって知りました。

まずは、このような大事なことが、私ども放送局にはなぜ知らせていただけないのでしょうか？放送に関する法律をどうして通信と合体した体系にする必然性があるのでしょうか？私どもにはよくわかりません。内容よりも入り口のところで疑問があります。このような状態のまま法体系が変えられることには免許を受けて放送をしている私どもは納得がいきません。きちんとした説明の場を持っていただきたくようお願いする次第です。